

町田市立町田第六小学校PTA 個人情報取り扱い方法

(目的)

第1条 この個人情報取り扱い方法は、町田市立町田第六小学校PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、資料または学校HP掲載による通知など適宜の方法により会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 本会の運営、維持、管理に必要な名簿の作成及び文書の作成、配布
ただし、以下の場合は名字のみの記載とする。（2022年9月6日追加）
 - 一、総会資料の配信
 - 二、各種当番表の配信
- (2) 各種保険への申請
- (3) 地方自治体との協業事業運営のための保険の申請
- (4) 本会役員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、書面で提出された次の事項とする。

- (1) 活動を行う会員の氏名
- (2) 会員のお子様の氏名及び所属学年・学級・兄弟姉妹関係
- (3) 活動の際に必要と判断した連絡先（電話番号、メールアドレス等）
- (4) 地方自治体との協業事業に関わる会員および協力者の住所及び電話番号
- (5) 保険申請を行う者の住所・氏名・年齢・生年月日及び電話番号・保険金振込先の口座情報
- (6) その他必要とするもので同意を得た事項

前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合はあらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

(同意の取り消し)

第6条 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報、本会役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(保管)

第8条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

(第三者提供の制限)

第9条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 以下の場合、必要な事項を第三者へ提供するものとする。

- ・町田市との協業事業の為、開放プール運営に関わる会員・協力者の情報は、町田市に提供する。
- ・町田市及び町田警察署との協業事業の為、「子ども110番の家」の協力者の情報は、町田市及び町田警察署に提供する。
- ・PTA 保険利用の際、申請書類を下記保険会社に送付する。

エルム総合保険

〒194-0045 東京都町田市南成瀬4丁目1-22

(秘密保持義務)

第10条 本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

(情報開示等)

第11条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第12条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告する。

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本取り扱い方法は、2021年5月14日より施行する。

なお、この取り扱い方法は法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会運営委員会で協議・検討し、改定することができる。取り扱い方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって会員へ周知するものとする。

(2022年9月6日追加)

第4条(1)一、二は2022年9月6日から施行し、2022年4月1日から適用する。